

下北山村空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下北山村における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図るため、下北山村空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 下北山村内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。）及び空き地（宅地に限る。）をいう。
- (2) 空き家登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 村内在住者の場合、本村に住民票を有しており、空き家の利用を希望する者をいう。村外在住者の場合、空き家を購入または賃貸した後、1年以内に下北山村に住民票を移す意思を持ち、空き家の利用を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者 第7条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者をいう。
- (6) 空き家バンク 下北山村内に存する空き家に関する情報を登録し、空き家の利用希望者に対し情報提供を行う制度をいう。
- (7) 情報提供 空き家及び空き家利用希望登録者に関する情報で、空き家登録者又は利用登録者に対して有用なものを供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、下北山村空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込等)

第4条 空き家の登録を受けようとする所有者等は、下北山村空き家バンク空き家登録申込書（様式第1号）と下北山村空き家バンク登録カード（様式第2号）、誓約書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適当であると認めた時は、下北山村空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の空き家の条件を満たしていない者。
- (2) 当該空き家の申込者が、第2条第3号の所有者等の条件を満たしていない者。
- (3) 当該空き家にかかる土地、家屋の固定資産税が滞納となっている場合。
- (4) その他村長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたもの。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、下北山村空き家バンク登録完了通知書（様式第4号）を当該申込者に通知するものとする。

4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンク制度への登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、下北山村空き家バンク登録事項変更届出書（様式第5号）により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

（空き家台帳の登録の抹消）

第6条 村長は、第4条第2項の規定による登録をした空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の当該空き家に関する登録を抹消するとともに、下北山村空き家バンク登録抹消通知書（様式第6号）を当該空き家登録者に通知するものとする。

（1）所有権その他の権利に異動があったもの。

（2）当該空き家登録者から下北山村空き家バンク登録抹消届出書（様式第4号）が村長に提出されたもの。

（3）当該空き家にかかる土地、家屋等の固定資産税が滞納となっている場合。

（4）空き家登録者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）に該当する暴力団員等である者

（5）不動産事業等を営む者

（6）登録内容に虚偽があることが判明したとき。

（7）この要綱の規定に違反することが判明したとき。

（8）その他村長が空き家台帳から抹消する必要があると認めたとき。

（空き家利用希望者の登録の申込み等）

第7条 利用希望者は、下北山村空き家バンク利用希望者登録申込書兼誓約書（様式第7号）を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、下北山村空き家バンク利用希望者台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録し、下北山村空き家バンク利用登録完了通知書（様式第8号）により当該申込者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、下北山村空き家バンク利用登録事項変更届出書（様式第9号）により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

（利用希望者台帳の登録の抹消）

第9条 村長、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、下北山村空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第10号）を当該利用登録者に通知するものとする。

（1）空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。

（2）空き家登録者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）に該当する暴力団員等である者

（3）不動産事業等を営む者

（4）申込内容に虚偽があったとき

（5）下北山村空き家バンク利用登録抹消届出書（様式第9号）の届出があったとき

（6）その他村長が適当でないと認めたとき

（空き家利用希望者の登録の申込み等）

第10条 村長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供する。

2 村長は、空き家登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

4 村長は、空き家バンクの実施に当たり、官民連携による空き家総合支援事業として、空き家の適正管理・定住促進を円滑かつ確実に実施するため、業務を委託することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度の目的を達成することに関し、必要な事項は、村長が別に定める

（附則）

公布の日から施行する